

【第 I 部 総論】

第 2 次千葉市特別支援教育推進基本計画
(Ver. 04 : R4. 11. 10)

第 I 部

総論 (案)

第 1 章 策定について

1 計画改定の趣旨

平成 19 年 4 月に学校教育法が改正（施行）され、従来の特殊教育の対象に加えて、発達障害のある児童生徒も含めた新しい教育支援の仕組みとして、特別支援教育の制度がスタートしました。

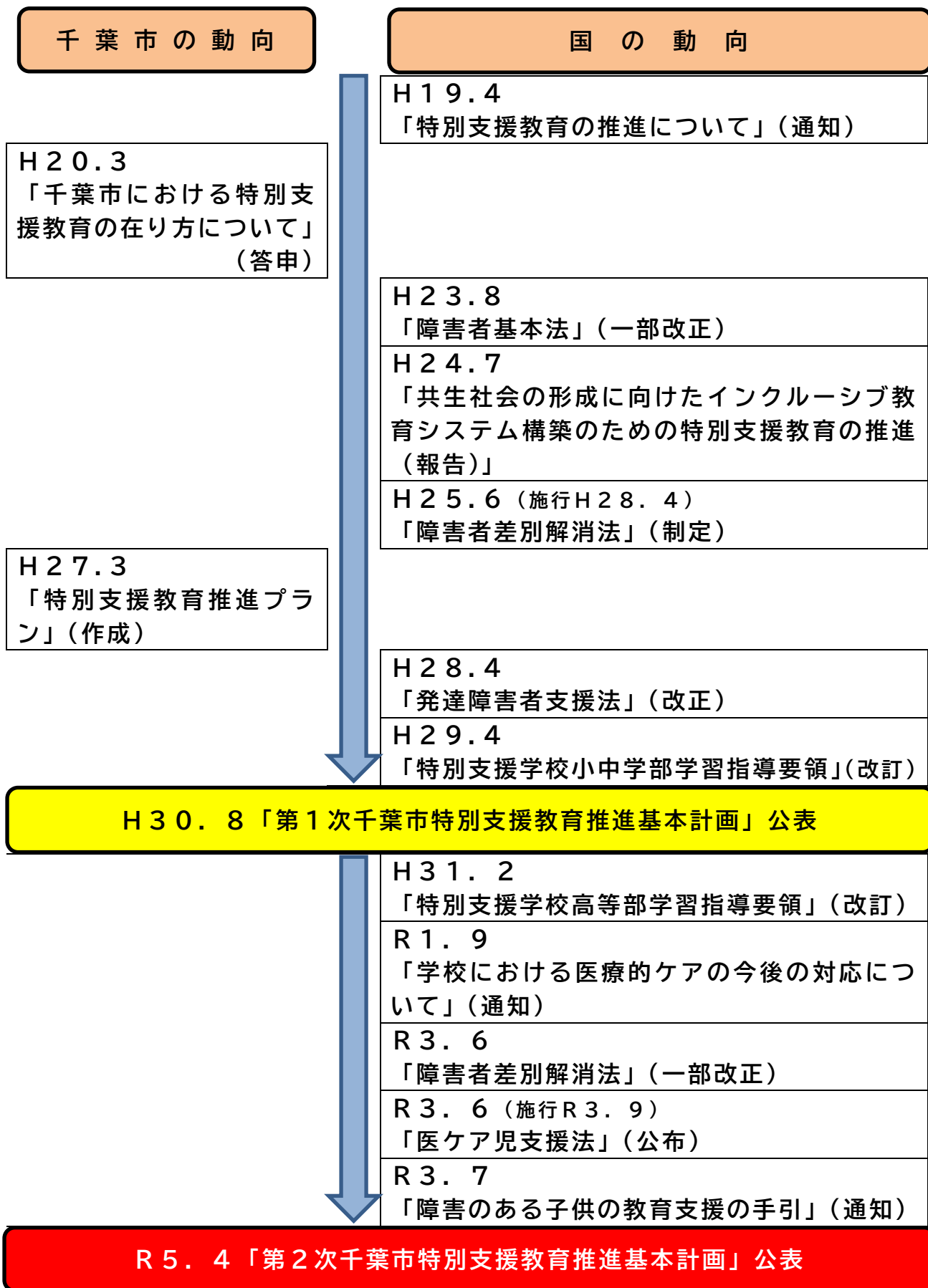
千葉県（以下、「本市」といいます。）では、平成 19 年 3 月「千葉県における特別支援教育の在り方について」の答申を受けて、特別支援教育の推進に取り組みました。その後、「インクルーシブ教育システム構築の推進」や「障害者差別解消法の施行」といった特別支援教育に係る社会情勢の変化を受け、平成 27 年 3 月に作成した「特別支援教育推進プラン」を経て、更なる特別支援教育の充実に向け、中・長期的な展望に立ち、特別支援教育の方向性を示す総合的・計画的な基本方針を示すため、令和 4 年度までの計画として、平成 30 年 8 月「第 1 次千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定いたしました。

第 1 次計画は、「就学相談・教育相談の充実」、「多様な学びの場の充実」、「一貫した支援とネットワークづくり」、「教職員の専門性と指導力」、「特別支援教育の周知と理解」、「養護教育センターの機能」の 6 つの取組の柱に基づき、さまざまな取組が進められました。その中で、「エリア方式」を取り入れることにより、これまで本市の特別支援教育推進の中心であった養護教育センターへの一極集中化を解消し、地域の中心となる学校が地域内の学校間の連携を進め、各学校の校内支援体制を整備し、支援力を高めることで、学校が主体となって特別支援教育の推進に取り組むことを進め方の基本としました。具体的には、「特別支援教育エリアコーディネーター」によるエリア内の学校における校内支援体制構築等への指導・助言やエリア内での通級指導の巡回化による各学校への相談対応、さらに、エリア内での研修（ブロック研修）による効果的・効率的な人材育成や専門性の向上といった取組を進め、一定の成果を上げることができました。

しかしながら、特別な支援を要する児童生徒は年々増加傾向にあり、そのニーズも多様化する中、特別支援教育に係る教職員の確保及び専門性の向上や通級指導教室や医療的ケア、ICT 環境等の基礎的環境整備の充実、さらには、特別支援学校学習指導要領改訂に伴う「個別最適化」を踏まえた教育課程の改善等、さまざまな課題があります。併せて、今後、養護教育センターの移転が予定されており、その役割やコンセプト等、新たに検討が必要になっていきます。

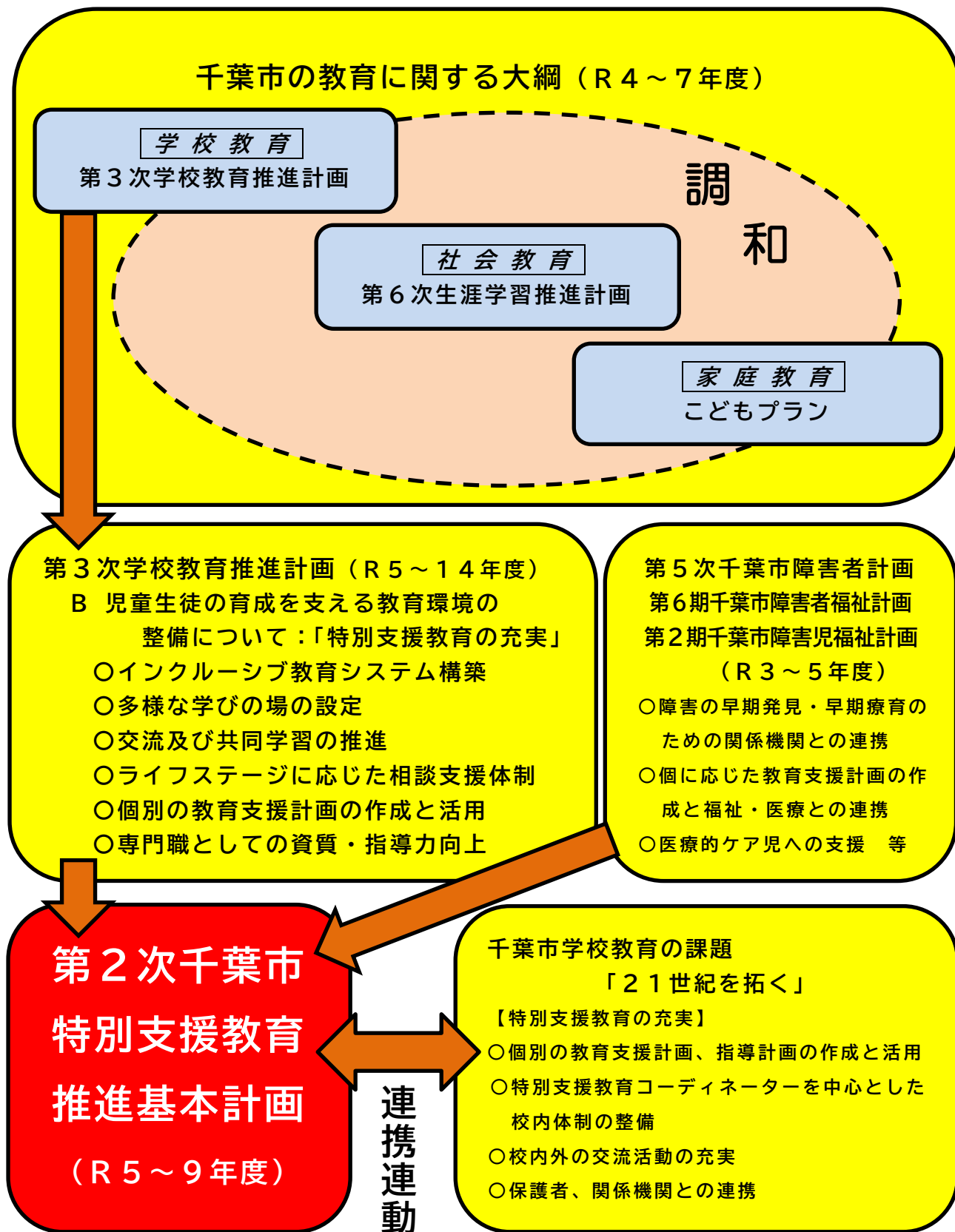
そこで、国の示す方向性を踏まえ、今後の本市における特別支援教育を総合的・計画的に推進していくための基本的な指針として、「第 1 次千葉県特別支援教育推進基本計画」を改訂し、「第 2 次千葉県特別支援教育推進基本計画」（以下、「第 2 次計画」とします。）とします。

2 近年の国や市の動向



3 本計画の位置づけ

本計画は「千葉市の教育に関する大綱」及び「第3次千葉市学校教育推進計画」に基づく、教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけます。また、本市学校教育の課題「21世紀を拓く」と整合させ、施策の具体化において、連携連動を図ります。



第2章 第1次千葉市特別支援教育推進基本計画について

1 1次計画の概要

この計画は、「『人間尊重の教育』」を基調とし、「共生社会の形成を目指す」、「障害の有無に関わらず、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行い、子どもがもつ可能性と能力を高め、自立し社会参加できる教育を行う」の2点を理念として掲げ、以下の5点を基本方針として示しました。

千葉市の特別支援教育推進の基本方針

- 1 本市のこれまでの学校教育、特別支援教育の推進に向けた取組を生かし、さらに充実を図ります。
- 2 多様な学びの場(通常の学級・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校等)を整備・拡充します。
- 3 教職員の専門性の向上と人的支援の充実を含む教育環境の整備を図ります。
- 4 交流及び共同学習を一層推進するとともに、障害者理解教育に取り組みます。
- 5 幼児期から成人期まで地域で一貫した支援が受けられるよう、教育が医療・福祉・労働と連携協力できるネットワークを構築します。

さらに、基本方針を次の6つの取組の柱に基づき進めました。この取組の柱は「千葉市特別支援教育推進プラン」で提案されたものを一部修正したものです。

<取組の柱>

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 「1 就学相談・教育相談の充実」 | 「2 多様な学びの場の充実」 |
| 「3 一貫した支援とネットワークづくり」 | 「4 教職員の専門性と指導力」 |
| 「5 特別支援教育の周知と理解」 | 「6 養護教育センターの機能」 |

2 1次計画の進捗

(1) 千葉市全体を支える支援体制の構築～エリア方式～

1次計画が策定された背景には、「特別な教育的ニーズのある児童生徒が急増していること」、「児童生徒の急増と教員の大量退職により若手教員や特別支援教育の経験が少ない教員が増加していること」、「医学の進歩や社会環境の変化により教育的ニーズが多様化・複雑化し相談が急増していること」といった課題がありました。

これまで本市の特別支援教育は、養護教育センターを中心として推進されてきましたが、さらに特別支援教育を充実させていくためには、地域の中で実情に即した支援策を迅速に講じる必要があります。そこで、地域の中心となる学校が地域内での学校間の連携を進め、各学校の校内支援体制を整備し支援力を高めて、より学校が主体となって特別支援教育の推進に取り組む「エリア方式」を推進することとしました。

具体的な取組としては、「特別支援教育エリアコーディネーター」を各区に配置(現在拡充中)し、区内の学校のコーディネーターの助言者として特別支援教育体制を支援したり、若手教員や特別支援教育の経験が少ない特別支援教育担当教員への指導助言を行ったりと、本市の特別支援教育を推進しました。また、LD等通級指導教室を複数設置したり、地域内

【第 I 部 総論】

の学校の巡回指導を主として行う教員を配置したり、各学校の相談に応じ、支援体制を高める助言者としても機能できるよう取組を進めているところです。

今後も「エリア方式」は、計画を進めるうえでの基本的な方向性と踏まえ、エリアが「行政区」から「地域（近隣中学校区）」と集中的、効果的に展開できるようシステムの構築等、検証していきます。

（２）第 1 次計画の経過

第 1 次計画策定にあたり、平成 10～19 年を「体制整備期」、平成 20～29 年を「拡充期」と位置づけました。これを踏まえ、第 1 次計画期間（平成 30～令和 4 年）を「発展期」と位置づけ、その経過については、以下のとおりです。

＜通常の学級＞

通常の学級に在籍する LD 等の発達障害の児童生徒について、学校組織全体として個に応じた指導や支援に係る校内体制づくりを推進しました。LD 等通級指導教室の拡充や巡回指導の対応を進め、併せて、特別支援教育指導員配置事業の充実を図りました。今後、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用の推進が課題です。

＜特別支援学級＞

特別支援学級の拡充は進み、令和 4 年度には、小中学校の設置率は 86.4%となりました。また、個別の教育支援計画の作成率は、令和 3 年度末で 98.3%と定着しました。今後、自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の編制が課題です。

＜通級指導教室＞

LD 等通級指導教室は、全区の小中学校に 1 校ずつ設置しました。併せて、平成 30 年度より、稲毛高校の通級指導も開始しました。言語障害通級指導教室は、真砂西小学校に 2 年間のサテライト教室を経て、令和 4 年度より本開設し、市内 13 校目の設置となります。今後、拡充している巡回指導の在り方が課題となります。

＜人材＞

養護教育センター所管の「特別支援教育指導員」、「特別支援教育介助員」、「スクールメディカルサポーター」といった特別な支援を必要とする児童生徒への人的対応の拡充が進みました。今後、ニーズの把握と人材の確保が課題となります。

（３）新型コロナウイルスの影響

令和元年末、全世界的に新型コロナウイルス感染症が爆発的に感染拡大し、国内でも、令和 2 年 3 月に、全国の小中学校で一斉休校という事態に見舞われました。およそ 3 か月後、少しずつ休校措置が解除されていったものの、感染者の増減の波は繰り返され、学校での教育活動に大きな影響を与えたまま、現在に至っております。本計画においても、期間の半分以上が、いわゆる「コロナ禍」に当てはまり、進捗への影響は否めませんでした。

例えば、「交流及び共同学習」や「通級指導」、「教職員研修」などは、感染リスク回避を最優先せざるを得ないため、十分な効果は得られませんでした。その中で、ICT 機器を活用したオンラインでの交流や指導、会議というスタイルが確立していった側面もあります。新型コロナウイルスの収束には、まだ時間がかかると見込まれている中、「コロナを前提とした取組」も踏まえたうえで、第 2 次計画へと移行していく必要があると考えます。

3 1次計画の評価

第1次計画の6つの取組の柱について評価し、以下のような成果と課題がありました。

<取組の柱>

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 「1 就学相談・教育相談の充実」 | 「2 多様な学びの場の充実」 |
| 「3 一貫した支援とネットワークづくり」 | 「4 教職員の専門性と指導力」 |
| 「5 特別支援教育の周知と理解」 | 「6 養護教育センターの機能」 |

(1) 「就学相談・教育相談の充実」の評価

<成果>

- ・平成29年度から、保護者向けの「就学説明会」を実施（令和2、3年度は新型コロナウイルスの影響で中止）し、就学相談の流れや学校参観、特別支援学校の特色を理解してもらう機会となっている。
- ・「個別の教育支援計画（幼保版）」の様式を作成・周知するとともに、HP上に公表することで、幼保における就学前児の個別の教育支援計画の作成率が向上した。
- ・「就学指導委員会」は、令和2年3月に条例改正を行い、「就学支援委員会」に名称変更し、就学に係る児童生徒や保護者、学校現場の相談に対して、より効果的な支援の充実を図ることができた。

<課題>

- ・各取組のさらなる充実と新型コロナウイルス対応の両立を図れる方策が必要である。
- ・就学説明会に参加できない保護者や児童生徒の卒業後の切れ目のない支援といった個別への対応と併せて、学校への効果的、効率的な周知や指導、支援の充実が図れるような方策についても検討が必要である。

(2) 「多様な学びの場の充実」の評価

<成果>

- ・特別支援学級の設置率は、年々向上している。また、通級指導教室については、LD等が全区小中学校に配置され、小学校全区と中学校は中央区で巡回指導を開始した。また、令和4年度には千葉高校にも設置され、市立高校2校での通級指導が開始した。
- ・多様な学びの場の環境整備と併せて、エリアコーディネーターや特別支援教育指導員、介助員、スクールメディカルサポーターの配置・拡充を図り、児童生徒や保護者、学校の支援が図れた。

<課題>

- ・多様な学びの場の拡充が進む半面、特別支援教育の経験が浅い担当者の増加が喫緊の課題である。特別支援担当者の確保と併せて、学級経営や授業に係る指導力

【第I部 総論】

を育成できるような校内支援体制や研修体制の構築が重要である。

- ・特別支援教育コーディネーターの専任化やリソースルームの設置については、人材や財源の面から、計画の見直しが必要である。

(3) 「一貫した支援とネットワークづくり」の評価

<成果>

- ・特別支援連携協議会や市立、県立特別支援学校との教育相談連携会議、医ケア検討会議等、関係機関との連携を進める中で、「総合案内パンフレット」や「連携サポートシート」の作成・活用や就学前から就労までのライフステージに応じたネットワーク構築を図ることができた。

<課題>

- ・多くの関係機関との連携が進む中で、情報交換や情報共有の場の設定が難しくなっている。効果的、効率的な連携の在り方について検討が必要である。

(4) 「教職員の専門性と指導力」の評価

<成果>

- ・特別支援学級・通級指導担当者や特別支援教育コーディネーターの悉皆研修を始め、養護教育センターの専門研修や各区でのブロック研修等、研修体制の充実化を図った。また、特別支援教育エリアコーディネーターや養護教育センターのトワイライト相談等の特別支援教育担当者の相談体制の構築も図り、特に、経験の浅い教員や講師への支援を充実させることができた。

<課題>

- ・新型コロナの影響も鑑み、安全安心の観点と併せ、効果・効率的な研修方法として、オンラインの活用の在り方について、検討が必要である。
- ・「エリア方式」推進の観点から、近隣校での情報交換、授業研究、交流及び共同学習の推進を図り、教職員及び学校の特別支援教育の理解を深めていきたい。

(5) 「特別支援教育の周知と理解」の評価

<成果>

- ・「総合案内パンフレット」や「合理的配慮リーフレット」、「交流及び共同学習リーフレット」等の作成、改訂をし、市民や学校へ周知することで、特別支援教育の理解や啓発を図ることができた。
- ・連続性のある「多様な学びの場」の整備や「交流及び共同学習」の推進を図ることで、インクルーシブ教育システムの構築、そして、共生社会の形成を目指せた。

<課題>

【第I部 総論】

- ・居住地校交流やげんきキャンプなど、学校間での交流について、定期的に実態調査を実施し、コロナ禍も想定した交流の在り方について検証する必要がある。
- ・通常学級と特別支援学級間での、学校内交流について、主に「教科交流」の実態を把握し、小中学校での自立活動や教科等を合わせた指導の在り方を検証する。

(6)「養護教育センターの機能」の評価

<成果>

- ・特別支援教育に特化した相談機関として、保育所・幼稚園等や福祉、医療等との連携を図った手厚い就学相談やニーズ及びアセスメントを的確に把握した教育相談を実施することができた。
- ・特別支援教育に特化した研修・研究機関として、特別支援教育担当教員だけでなく、一般の教職員や保護者、市民向けの専門研修や講座を開催し、特別支援教育の推進を図ることができた。

<課題>

- ・教職員のニーズを的確に把握し、より効果的な研修内容について検討し、また、コロナ禍における相談や研修の在り方についても検討が必要である。

第3章 第2次計画の方向性

1 基本方針と取組の柱

第1次計画の評価（成果と課題）と本市の特別支援教育の取組の経過を鑑み、第2次計画の理念と推進の基本方針を次のとおりとします。

千葉市の特別支援教育の理念

- ①「人間尊重の教育」を基調とし、共生社会の形成を目指します。
- ②障害の有無に関わらず、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行い、子どもがもつ可能性と能力を高め、自立し社会参加できる教育を行います。

第1次計画の6つの取組の柱を、エリア方式がより展開するように検討し、基本方針として3つの柱に集約しました。

<取組の柱>

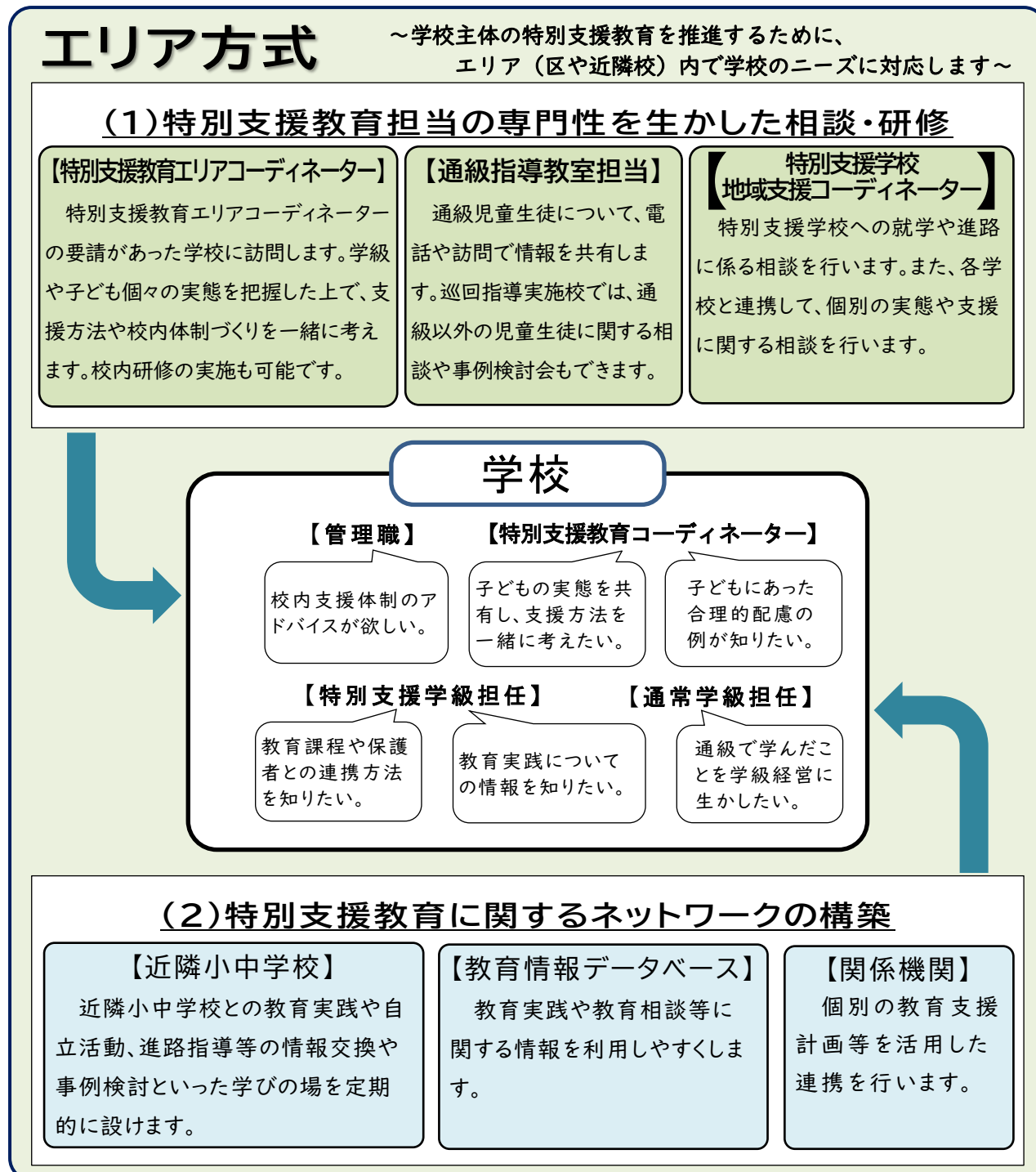
- 1 連続性のある多様な学びの場の充実
- 2 多様な教育的ニーズに応じるための教職員の専門性の向上
- 3 安心をつなぐ相談・連携体制の構築

【第I部 総論】

(1) エリア方式の定着と発展

第1次計画では、地域の中で実情に即した支援策を迅速に講じる必要に応じるために、各学校が地域内での学校間の連携を進め、各学校の校内支援体制を整備し支援力を高めて、より学校が主体となって特別支援教育の推進に取り組む「エリア方式」の推進を図ってきました。この「エリア方式」を定着、発展させるためには、そのエリアがすでにもっている特別支援教育担当や教育環境の強みを発揮し、教職員が相互に支え合い、学び合う制度設計が必要であると考え、2つの基本方針を立てました(図1)。図1の【 】は、具体的な取組と対応しています。

【図1】エリア方式のイメージ



【第I部 総論】

【基本方針】

- 1 エリアの強みを生かした教職員の相談・研修の推進
- 2 特別支援教育に関するネットワークの構築

【具体的な取組】

- 1 特別支援教育担当の専門性を生かした相談・研修
特別支援教育エリアコーディネーターや通級指導教室担当、特別支援学校地域支援コーディネーターの活用等、エリアの強みを生かした相談・研修を推進します。
- 2 教職員のネットワークの構築
教職員の教育実践に関する交流を促進するためのネットワークを構築します。
- 3 特別支援教育に関する情報のデータベース化
教職員が必要な時に、すぐに情報にアクセスできるデータベースを構築します。
- 4 個別の教育支援計画の活用による効果的な連携
特別な教育的ニーズに対して一貫した支援が実施できるように、学校間や関係機関等との個別の教育支援計画を活用した効果的な連携を推進します。

【具体的な取組の目安】

	具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
1	特別支援教育担当の専門性を生かした相談・研修	実施				
2	教職員のネットワークの構築	実施				
3	特別支援教育に関する情報のデータベース化	検討	実施			
4	個別の教育支援計画の活用による効果的な連携	検討	実施			

(2) 基礎的教育環境の充実

「エリア方式」の定着、発展のためには、それぞれの基礎的な教育環境の充実が必要です。そこで、第1次計画の6つの柱を3つに集約し、それぞれの分野の充実を図ります。

- 1 連続性のある多様な学びの場の充実
 - 第1節 通常学級
 - 第2節 特別支援学級
 - 第3節 通級指導教室
 - 第4節 高等学校
 - 第5節 特別支援学校
 - 第6節 就学支援委員会 →第3次学校教育推進計画に関連
 - 第7節 交流及び共同学習 →第3次学校教育推進計画に関連
 - 第8節 人的配置 →養護教育センターの機能拡大に関連
- 2 多様な教育的ニーズに応じるための教職員の専門性の向上
 - 第1節 研修 →第3次学校教育推進計画・養護教育センターの機能拡大に関連
 - 第2節 研究 →養護教育センターの機能拡大に関連
 - 第3節 特別支援教育コーディネーター

【第I部 総論】

第4節 特別支援教育エリアコーディネーター

3 安心をつなぐ相談・連携体制の構築

→第3次学校教育推進計画・養護教育センターの機能拡大に関連

第1節 就学相談

第2節 教育相談

第3節 個別の教育支援計画・個別の指導計画 →第3次学校教育推進計画に関連

第4節 連携に関する会議・ネットワークづくり

第5節 ライフステージにおける関係機関との連携

2 基本計画と関連計画との関係及び進行管理

教育・福祉に関わる推進計画		R5	R6	R7	R8	R9	R10	～	R14
教育 委員会	千葉市の教育に関する大綱	R4～							
	第3次千葉市学校教育推進計画	→							
	第2次千葉市特別支援教育推進基本計画	→					第3次	→	
障害者自 立支援課	第4次～6次障害者計画等の策定(3年単位)	第5次	第6次 R6～R8						
	千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針		10年間(H29～R8年度)						

本基本計画は令和5年度から9年度までの5年間を対象期間として策定します。また、令和10年度までに第3次基本計画の検討委員会を組織し、本計画を引き継ぎます。